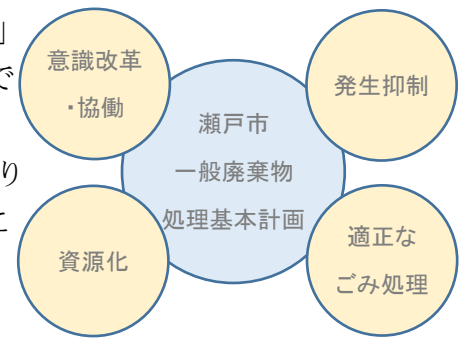


瀬戸市一般廃棄物処理費用有料化基本方針概要版

ごみの現状と課題

「瀬戸市一般廃棄物処理基本計画(以下、「基本計画」という。)」に基づき、ごみ減量や3Rの推進に向けて様々な施策に取り組んでまいりました。

しかし、総ごみ・資源物排出量は、基本計画策定以降、減り止まりの状況が続いています。特に、家庭系ごみの排出量は増加傾向にあり、更なるごみ減量が必要となっています。



⇒確実にごみ減量を見込むことができる効果的な施策の検討が急務。

瀬戸市環境衛生審議会において令和3年3月に答申を受け、基本計画にごみ減量の施策として位置付けている「家庭系ごみの適正負担(有料化)の検討」に着手します。

一般廃棄物処理費の有料化とは

市町村が、一般廃棄物処理についての手数料を一般廃棄物の排出者(市民)から徴収する行為を指します。

有料化を導入することで、

①排出抑制や再生利用の推進 ②公平性の確保 ③住民や事業者の意識改革 などの効果が期待されます。

有料化は、既に全国で導入されており、その結果からも、即効性があり、継続的に減量効果を見込むことができる施策だといえます。

一方で、市民に手数料負担をお願いすることとなるため、慎重な検討が必要です。

有料化実施にあたっては、次の事項に留意します。

- (1) 有料化の実施と併せて基本計画に掲げる施策を推進します。
- (2) 制度設計は、社会情勢や本市のごみ排出特性を踏まえて行います。特に手数料の水準、減免対象については、慎重に検討します。
- (3) 市民や事業者の理解、協力が得られるように、周知・説明と啓発活動を行います。
- (4) 不適正排出や不法投棄の対策を検討します。
- (5) 制度の効果を検証し、必要に応じて見直します。

有料化の実施スケジュール

令和5年度中の実施を目指します。

詳細については、令和3年度中に策定する有料化実施計画にて決定していきます。